

助成の採否の基準及び助成額

公益財団法人松戸みどりと花の基金助成金交付要綱第4条第3項の規定に基づき助成の採否の基準及び助成額を次のとおり定める。

種 類	規模・数量	金 額	備 考
花 壇	10～15㎡	30,000円以内	
	15～20㎡	40,000円以内	
	20㎡以上	50,000円以内	
フラワースタンド	5個以上	30,000円以内	
	8個以上	40,000円以内	
	10個以上	50,000円以内	
プランター	10個以上	30,000円以内	
	15個以上	40,000円以内	
	20個以上	50,000円以内	
生け垣づくり	※4に掲げる要件に適合するもの	設置費の3分の1に相当する額。ただし、1mにつき6,000円を限度とする。	申請1件当たりの最高限度は、60,000円とする。
その他	理事長が必要と認めたもの	100,000円以内	

※1 団体等による活動とし、個人の受益になるものは助成金の交付対象としない。

※2 活動の対象となる土地は所有者の了解が得られていること。または了解の得られる見通しのあること。

※3 地方公共団体等よりの助成事業等との併用は、当財団の緑化愛護の目的に適合する場合は可能とする。

※4 生け垣づくりは、次に掲げる要件を備える事業をいう。

(1) 市内に住所を有する個人、又は事務所若しくは事務所を有する法人が、市の区域において新たに設置するものであること。

(2) 幅員4メートル以上の道路に面しており、その延長が5メートル以上であること。

(3) ブロック塀、その他の通風の悪い構造物の内側に設置する場合は、ブロック塀の高さが50センチメートル以下であり、ブロック塀の高さより1メートル以上高いものであること。

(4) 植栽の方法は、1メートル当たり2本以上の列植であり、健全な樹木又は苗木であること。